

# 一般事業主行動計画

令和7年7月

福岡県国民健康保険団体連合会

## 1. 目的

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備することを目的として、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り子育てを両立できるようこれまでの行動計画を改定する。

なお、この行動計画を実現するために1人ひとりの職員に、これからの社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成されていくような職場環境づくりへの理解と協力を期待する。

## 2. 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。なお、年度ごとに点検し必要に応じて計画の見直しを行う。

## 3. 計画内容

目標1：女性職員の育児休業の取得率100%を維持する。
-----------------------------

### <対策>

#### (1) 制度の周知

- ① 妊娠・出産・育児に関する休暇及び諸手続について取りまとめた「出産・育児に関するハンドブック」をグループウェアに掲載し、常時必要な情報が得られる環境にするとともに研修等を通して、随時職員へ周知徹底を図る。

また、法改正による内容に変更が生じた場合は、改訂版を作成し情報提供に努める。

- ② 職員(又はその配偶者)の妊娠・出産等の報告を受けた際には、育児休業等の制度について十分な説明を行うとともに、これらの制度の利用について、職員の個別の意向を聴取し、事情に応じた、環境づくりに努める。

#### (2) 妊産婦における配慮

- ① 妊産婦(妊娠中又は出産後1年以内の女子職員)職員に対しては、原則として時間外勤務を命じないものとする。
- ② 職員が妊娠を申し出た場合、所属長は業務の見直しを行い、その職員の負担とならないよう母性保護に努めるとともに、特定の職員に負担がかかることのないよう配慮する。

#### (3) 育児休業等の取得環境の整備

仕事と家庭の両立を支援するため、次の取組みを推進する。

- ① 育児休業等の体験談等の情報提供

育児休業及び部分休業の取得経験者による体験を通してのアドバイスを含めた情報提供を行う。

② 育児休業期間中の職場に関する情報提供

育児休業中の職員に対して、所属部署と連携を取り職場や業務の状況について定期的に情報提供を行い、職場復帰がしやすい環境づくりを行う。

③ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

本人の意向を尊重した研修プログラムを設定し、円滑な職場復帰を支援する。また、育児休業から復帰した職員が業務に慣れるまで所属部署全体で支援する。

④ 育児休業に伴う代替要員の活用

職員が育児休業を取得する場合は、職場の状況に応じ、代替要員を配置するなど、業務が円滑に遂行できる体制を維持するとともに、職員が安心して休暇を取得できる環境づくりに努める。

⑤ 職員との意見交換会の実施

育児休業等を取得した経験者との意見交換会を行い、その中で把握した職員のニーズ等を計画の見直し等に反映させる。

目標 2 : 男性職員の育児休業の取得率を 100%とする。

<対策>

(1) 男性職員による積極的な制度の活用

配偶者の就労の有無にかかわらず、男性職員の育児参加を促進するため、次の取組みを推進する。

① 男性職員に育児休業等及び特別休暇(以下「育児休業等制度」)を積極的に取得するよう促す。

② 配偶者が妊娠していることを申し出た男性職員に対し、育児休業等制度に関する説明を行い、育児参加を促進する。

③ 男性職員が育児休業等制度を取得する際には、所属長は職員が安心して取得できるよう、業務分担の見直しを行う。また、必要に応じて、代替要員の確保に努める。

目標 3 : 雇用する労働者 1 人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数を 10 時間未満とする。

<対策>

① 勤務時間管理の徹底

職員の勤務状況の的確な把握、業務の実情に応じた縮減目標の設定など、勤務時間管理の徹底を図り、時間外の原因を特定し、その解消に努める。

② ノー残業デー(定時退勤)の徹底

毎週水曜日をノー残業デーとする。ただし、その日に実施しがたい場合は、部署ごとに実施日を設定する。

所属長は職員の定時退勤の徹底を行うとともに、自ら率先してノー残業を推進する。

② 職員の意識改革

業務内容・業務分担の見直し等を検討し、事務の効率化と業務量の平準化を行い、時間外勤務に対する職員の意識改革を図る。

目標 4 : 職員 1 人あたりの年次有給休暇の年間平均取得日数を令和 12 年度までに 15 日以上とする。
---

<対策>

① 「年次有給休暇取得計画表」の活用

年次有給休暇取得の促進が図られるよう「年次有給休暇取得計画表」の活用等について周知徹底を行い、計画的な休暇の取得促進を図る。

② 連続休暇等の取得推進

月曜日又は金曜日と休日を組み合わせて年次有給休暇を取得する。また、夏季休暇と年次有給休暇を組み合わせた連続休暇取得の促進を図る。

③ 年次有給休暇 5 日間の確実な取得

働き方改革の一環として、年間 5 日間（1 日及び半日単位の合計）の年次有給休暇取得が義務化されたことを踏まえ、確実な取得に向け取り組む。